

令和8年第5回筑西市教育委員会定例会会議録

招集日時	令和8年5月21日(木) 午後2時00分 (開会:午後2時00分 ~ 閉会:午後2時35分)
場 所	筑西市丙360番地 本庁舎3階 筑西市教育委員会302会議室
出席者	教育長:大森達也、教育長職務代理者:塚本真実、教育委員:草間武、教育委員:山口雅敏、教育委員:岡野陽子
欠席者	なし
傍聴者	なし
委員以外の出席者	教育部長:大谷公生、副部長:稲川栄士、副部長:松山勝洋、学校総務課長:松本芳視、指導課長:松田朋子、 学校教育課長:野口直秀、義務教育学校整備課長:久保田敏行、生涯学習課長:小林均、文化スポーツ課長:堀江隆之、 しもだて地域交流センター長:渡辺正法 学校総務課副課長:笠倉知子、学校総務課学校総務係主任:小菅彩花
議 案	報告第9号 教育委員会委員の任命につき同意を求める議案の市議会提出について 報告第10号 筑西市義務教育学校・協和地区準備委員会委員の委嘱について 報告第11号 筑西市教育支援委員会委員の委嘱について 議案第12号 筑西市就学援助事務取扱規則及び筑西市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部を改正する規則について 議案第13号 令和8年度筑西市一般会計補正予算(第2号)の市議会提出について 議案第14号 筑西市立しもだて地域交流センター条例及び筑西市コミュニティセンターの設置及び管理並びに地域集会施設との連携に関する条例の一部改正について
議事の概要	教 育 長 : ただいまから、令和8年第5回筑西市教育委員会定例会を開会します。 それでは、日程2 報告事項に入ります。(1)「令和9年二十歳の集い」の開催について、説明をお願いします。 生涯学習課長 : 報告事項(1)「令和9年二十歳の集い」の開催について、ご説明いたします。 「二十歳の集い」の目的でございますが、大人としての自覚と責任を見つめ、自らの努力で人生を切り拓こうとする青年を、祝い、励ますために開催するものでございます。 開催日は、例年「成人の日」の前々日の土曜日としており、今年度は、令和9年1月9日土曜日を予定しております。

対象者は、平成18年4月2日から平成19年4月1日に出生された方のうち現在筑西市在住の方、また、令和4年3月から令和8年10月1日までに市外へ転出された方、合計1,044名でございます。

式典参加数は、過去5年の参加率約70%で算出しました約730名を想定しております。

式典会場でございますが、今年度も昨年度同様、上平塚にあります、「ザ・ヒロサワ・シティ体育館」を予定しております。

また、御来賓として、教育委員の皆様にも御案内させていただきますのでよろしくお願いいたします。

なお、式典当日は施設内を養生し、土足での入館を可能にするなど、参加者の利便性、快適性を考慮していきたいと考えております。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

教 育 長： ただいま、(1)「令和9年二十歳の集い」の開催について説明いただきましたが、ご質問等ございましたらお願いします。

塚本職務代理者： 前回初めて体育館で開催した際、2階の角から全体写真を撮影していました。今回も撮影するのであれば、恩師の方にも事前にお伝えして、恩師の方も一緒に全体写真の撮影をしていただきたいです。

生涯学習課長： 広報誌用に撮影したものかと思います。今年も撮影するのであれば、恩師の方に事前にお伝えしようと思います。

教 育 長： 良いご提案だと思います。検討しましょう。
よろしいでしょうか。

続きまして、日程3 議事に入ります。報告第9号「教育委員会委員の任命につき同意を求める議案の市議会提出について」報告をお願いします。

学校総務課長： 報告第9号「教育委員会委員の任命につき同意を求める議案の市議会提出について」ご説明いたします。
本市の教育委員会委員のうち、塚本真実委員が、本年7月1日をもって任期満了となるため、後任の委員の選任につきまして、議会の同意を求めるものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

教 育 長： ただいま、報告第9号「教育委員会委員の任命につき同意を求める議案の市議会提出について」説明いただきましたが、ご質問等ございましたらよろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。

続きまして、報告第10号「筑西市義務教育学校・協和地区準備委員会委員の委嘱について」、報告をお願いします。

- 義務教育学校整備課長： 報告第 10 号「筑西市義務教育学校・協和地区準備委員会委員の委嘱について」ご説明いたします。
義務教育学校・協和地区準備委員会名簿（案）でございます。
一番右の「備考」欄に「新規」と書いてある方が、新たに委員に委嘱しようとする方でございます。
説明は以上となります。よろしく願いいたします。
- 教 育 長： ただいま、報告第 10 号「筑西市義務教育学校・協和地区準備委員会委員の委嘱について」説明いただきましたが、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。
続きまして、報告第 11 号「筑西市教育支援委員会委員の委嘱について」報告をお願いします。
- 指 導 課 長： 報告第 11 号「筑西市教育支援委員会委員の委嘱について」ご説明いたします。
令和 7 年度において、筑西市教育支援委員会条例の規定により、32 名が筑西市教育支援委員会委員となりました。令和 7 年度より、2 年間で委嘱したのですが、令和 8 年度の人事異動により、10 名が新規の委嘱となります。委嘱期間は、残任期間の令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとなります。
説明は以上となります。よろしく願いいたします。
- 教 育 長： ただいま、報告第 11 号「筑西市教育支援委員会委員の委嘱について」説明いただきましたが、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。
続きまして、議案第 12 号「筑西市就学援助事務取扱規則及び筑西市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部を改正する規則について」報告をお願いします。
- 学校教育課長： 議案第 12 号「筑西市就学援助事務取扱規則及び筑西市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明いたします。
例規制定改廃概要書でございます。
上から 2 段目、制定改廃の理由、目的及び根拠でございますが、現在、筑西市就学援助事務取扱規則様式第 1 号及び第 2 号並びに筑西市特別支援教育就学奨励費支給規則の様式第 1 号に、「学務課記入欄」がございます。これらは、職員が事務処理を行う際にチェックすることを目的として設けられたものですが、現在は使用していないため、削除するものです。
これにより、現行の処理方法に即した様式を使用して事務を遂行することが可能となります。
続いて、「筑西市就学援助事務取扱規則及び筑西市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部を改正する規則」の制定文になります。
附則として、令和 8 年 4 月 1 日から、組織改編により学務課が学校教育課になったこともあり、改正後の様式

は、令和8年4月1日から適用するものとします。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

教 育 長： ただいま議案第12号「筑西市就学援助事務取扱規則及び筑西市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部を改正する規則について」説明いただきましたが、ご質問等ございましたらお願いします。

塚本職務代理者： これはなくても大丈夫なものですか。

学校教育課長： 元々はチェック用の欄だったのですが、現在は使用しておりません。学務課から学校教育課に変更することも考えたのですが、使用していないものなので削除するものです。

塚本職務代理者： きちんと様式の見直しができるのであれば良いと思います。

教 育 長： よろしいでしょうか。

それでは、議案第12号「筑西市就学援助事務取扱規則及び筑西市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部を改正する規則について」賛成の方は挙手をお願いします。

各 委 員： 【挙手全員】

教 育 長： 挙手全員であります。よって議案第12号について、原案どおり可決いたします。

続きまして、議案第13号「令和8年度筑西市一般会計補正予算（第2号）の市議会提出について」説明をお願いします。

文化スポーツ課長： 議案第13号「令和8年度筑西市一般会計補正予算（第2号）について」ご説明いたします。

こちらは、6月3日に開会予定の第2回筑西市議会定例会に提出する補正予算議案でございます。

歳出予算補正でございます。

所管課・文化スポーツ課、事業名・スポーツ活動支援事業、摘要・水戸ホーリーホック・ホームタウン推進協議会負担金、補正額・200千円の増額をお願いするものでございます。こちらは、令和8年4月30日付で、水戸ホーリーホック・ホームタウンに本市が新たに追加となったことにより、水戸ホーリーホック・ホームタウン推進協議会に加入するために必要となる負担金を計上するものでございます。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

教 育 長： ただいま議案第13号「令和8年度筑西市一般会計補正予算（第2号）について」説明いただきましたが、ご質問等ございましたらお願いします。

塚本職務代理者： 本市が追加されたことで、どのようなメリットが挙げられますか。

文化スポーツ課長： 筑西市のPRに繋がることや、サッカー教室の支援などが受けられます。

山口委員： 近隣市町村で追加されているところがありますか。

文化スポーツ課長： 元々15市町村がホームタウンとなっていました。令和8年4月30日付けで、本市、桜川市及び石岡市が追加となり、計18市町村がホームタウンとなりました。

教育長： よろしいでしょうか。

それでは、議案第13号「令和8年度筑西市一般会計補正予算（第2号）について」賛成の方は挙手をお願いします。

各委員： 【挙手全員】

教育長： 挙手全員であります。よって議案第13号について、原案どおり可決いたします。

続きまして、議案第14号「筑西市立しもだて地域交流センター条例及び筑西市コミュニティセンターの設置及び管理並びに地域集会施設との連携に関する条例の一部改正について」説明をお願いします。

しもだて地域交流センター長： 議案第14号「筑西市立しもだて地域交流センター条例及び筑西市コミュニティセンターの設置及び管理並びに地域集会施設との連携に関する条例の一部改正について」ご説明いたします。

令和5年度に、筑西市公共施設等総合管理計画に基づき、公民館がコミュニティセンター化されました。このこと、「筑西市コミュニティセンターの設置及び管理並びに地域集会施設との連携に関する条例」が制定されたことにより、令和6年度から、旧公民館がコミュニティセンターに移行したことに伴い、公職選挙法第161条第1項第1号に規定する「個人演説会が開催できる施設」ではなくなりました。

個人演説会の開催については、過去の選挙において、旧公民館で個人演説会が開催できたことを知る候補者等から、コミュニティセンターやしもだて地域交流センターにおいて、個人演説会を開催したいとの要望が複数ありました。

このことから、公職選挙法に規定された選挙運動である「個人演説会」をコミュニティセンターやしもだて地域交流センターで行えるよう、選挙事務を所管する総務部総務課と事前協議の結果、関係条例の改正を行うものです。

条例改正の内容としましては、「筑西市立しもだて地域交流センター条例第6条（使用の制限）」及び「筑西市コミュニティセンターの設置及び管理並びに地域集会施設との連携に関する条例第7条（使用の制限）」の規定中、「特定の政治活動」を「特定の政治活動（公職選挙法第161条第1項に規定する個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を除く。）」に改めるものです。

なお、「個人演説会が開催できる施設」の指定については、別途「筑西市選挙管理委員会」において指定されることとなります。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

教 育 長： ただいま議案第 14 号「筑西市立しもだて地域交流センター条例及び筑西市コミュニティセンターの設置及び管理並びに地域集会施設との連携に関する条例の一部改正について」説明いただきましたが、ご質問等ございましたらお願いします。

草 間 委 員： これは筑西市の選挙管理委員会で指定された個人演説会なら良いということですか。

しもだて地域交流センター長： まずは、しもだて地域交流センター等の条例を変えます。その後、筑西市選挙管理委員会が個人演説会を行える施設の指定を行って、個人演説会ができる施設を決定していく流れになります。これはあくまでも選挙期間と限定しております。公示をしてから、選挙管理委員会で認めた方のみ、指定された施設を利用できます。

教 育 長： よろしいでしょうか。

それでは、議案第 14 号「筑西市立しもだて地域交流センター条例及び筑西市コミュニティセンターの設置及び管理並びに地域集会施設との連携に関する条例の一部改正について」賛成の方は挙手をお願いします。

各 委 員： 【挙手全員】

教 育 長： 挙手全員であります。よって議案第 14 号について、原案どおり可決いたします。

以上をもちまして、令和 8 年第 4 回筑西市教育委員会定例会を閉会します。